下北山村定住促進事業住宅家賃助成金交付要綱

(目的）

第1条　この要綱は、50歳未満の者の村内定住を促進し、定住人口の増加を図るため、村営住宅等に居住する者に対し、下北山村定住促進事業住宅家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 村営住宅等 村が下北山村営住宅管理条例（平成9年条例第20号）及び、下北山村特定公共賃貸住宅管理条例（平成8年条例第7号）の規定に基づき管理する住宅、及び民間賃貸住宅をいう。

(2) 民間賃貸住宅　一戸建て又は共同住宅で所有者等との賃貸契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。

(3) 家賃　村営住宅の場合にあっては、下北山村営住宅管理条例及び、下北山村特定公共賃貸住宅管理条例の規定に定められた住宅使用料の月額をいう。民間賃貸住宅の場合にあっては賃貸契約に定められた賃借料の月額をいう。

(4) 住宅手当 勤務先の団体などから支給される住宅手当及びその他の家賃に係る助成金等をいう。

（助成対象者）

第3条　助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、50歳未満で村営住宅等の契約者本人であり、かつ次に掲げる各号の要件のすべてに該当する者とする。ただし、村長が助成対象と認める場合はこの限りでない。

(1) 本村に住所を有する者

(2) 村営住宅等に入居している者

(3) 外国人の場合は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令に基づき、日本国に永住権を有する者

(4) 世帯全員が下北山村に納付、納入すべき税金及び使用料等（以下「村税等」という。）を１月以上にわたり滞納をしていない者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯に属する者

(6) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する職及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する職に属し、住宅手当を受給していない者

(7) 親族又は勤務先等が管理、貸し出しを行っている住宅に入居していない者

(8) 下北山村一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第3号)第8条第2項に規定される住宅手当に準じた手当を受給していない世帯

（交付期間、助成金の額等）

第4条　助成金の交付期間は、申請のあったその日の属する月からその月の属する年度の3

月31日までとする。ただし、50歳に到達した場合はその日の属する月までとする。

2　助成額は、家賃の月額から10,000円を控除した額の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の上限は50,000円とする。

3　既に勤務先から住宅手当を受給している場合は、本交付要綱による助成額を基準とし、助成の可否を判断する。本交付要綱による助成額以上の金額を受給している場合は助成対象外都市、受給額が助成額を下回る場合はその差額分を助成の額とする。

4 助成金は、毎年4月1日を起算日として1年を3ヶ月ごとの4期に区分し、それぞれの期の

助成対象月分（3ヶ月以内）を交付するものとする。

（助成金の交付の申請）

第5条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年下北山村定住促進事業住宅家賃助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に助成の申請をしなければならない。

(1) 村営住宅の場合にあっては当該村営住宅の収入額認定通知書（入居初年度の場合にあっては入居決定通知書）の写し、民間賃貸住宅の場合にあっては当該民間住宅の賃貸契約書の写し

(2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（ただし、新規申請時のみ）

(3) 申請者の運転免許証、健康保険証、その他本人確認ができる書類

(4) 申請者並びに属する世帯全員の住宅手当及びその他家賃助成金額証明書（様

式第2号）

(5)　その他、村長が必要と認める書類

（助成金額の交付決定及び却下）

第6条　村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したとき、又は、交付が妥当ではないと決定したときは、その旨を申請者に下北山村定住促進事業住宅家賃助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）によって通知する。

2 　村長は、助成金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(助成金の請求）

第7条　前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、所定の家賃等の支払いを証明する書類を添えて、下北山村定住促進事業住宅家賃助成金支給請求書（様式第4号）により、当該期の最終月末までに村長に助成金の支給を請求しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 村長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認め

るときは、第4条に規定するそれぞれの期の助成対象月分の助成金を当該期の最終月の翌月末日までに交付対象者に交付するものとする。ただし、下北山村定住促進事業住宅家賃助成金支給請求書（様式第4号）の提出が遅滞した場合はこの限りでない。

（届出の変更）

第9条 交付対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、下北山村定住促進事業住宅家賃助成金交付変更申請書（様式第5号）によって速やかに村長に届け出なければならい。

2 　交付対象者が村営住宅又は民間賃貸住宅等を退去し、若しくは契約を解除した後、新たに住宅の賃貸契約を結び、退去から30日以内に下北山村定住促進事業住宅家賃助成金交付変更申請書（様式第5号）により変更申請をしたときは、第6条に則り改めて審査し交付の可否を決定する。

（状況の調査）

第10条 村長は、必要があると認めたときは、交付対象者に対し報告を求め又は調査を行

うことができる。

（交付資格の喪失）

第11条 村長は、交付対象者が、村営住宅又は民間賃貸住宅等を退去し、若しくは契約の解除をし、30日以内に変更の申請を行わない又は第3条各号に掲げる者に該当しなくなったときは、その月分以降の助成金は交付しないものとする。

（決定の取消し）

第12条 村長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定

を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　第3条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。

(3)　住宅等を退去し、30日以内に変更の申請を行わなかったとき。

(4)　その他、村長が相当の理由があると認めるとき。

2 村長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨を受給者に下北山村定住促進事業住宅家賃助成金交付決定取消通知書（様式第6号）によって通知する。

（助成金の返還）

第13条　村長は、前条の規定により助成金の交付を取り消したときは、既に支払った助成金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付対象者に対し、その返還を請求するものとする。

2 　村長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、下北山村定住促進事業住

宅家賃助成金返還請求書（様式第7号）により行う。

3 前項の規定により助成金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該助成金を村長が定

める期限までに返還しなければならない。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

　 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

　この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

　この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

　この要綱は令和7年4月1日から施行する。